

令和7年度  
第 2 回

区長会資料  
(本編)

【船岡地域】

とき 令和7年11月26日(水)午後6時30分～  
ところ 船岡地区公民館

【郡家地域】

とき 令和7年11月27日(木)午後6時30分～  
ところ 中央公民館

【八東地域】

とき 令和7年11月28日(金)午後6時30分～  
ところ 八東体育文化センター

## 日 程

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 主要事項の説明
- 4 質 疑
- 5 閉 会

## 目 次

総務課（防災室）	・・・・・	P 1
税務課	・・・・・	P 2
企画課（地域戦略室）	・・・・・	P 3～4
人権推進課	・・・・・	P 5
男女共同参画センター	・・・・・	P 6
町民課	・・・・・	P 7
福祉課（福祉事務所）	・・・・・	P 8
保健課（地域包括支援センター）	・・・・・	P 9
産業観光課（商工観光室）	・・・・・	P 10
建設課	・・・・・	P 11
上下水道課	・・・・・	P 12
地籍調査課	・・・・・	P 13～14
教育委員会	・・・・・	P 15
議会事務局	・・・・・	P 16
農業委員会	・・・・・	P 17
八頭町社会福祉協議会	・・・・・	P 18

## 八頭町役場特別職・管理職名簿

(令和7年4月1日現在)

職名	氏名	職名	氏名
町長	吉田 英人	上下水道課長	山崎 将史
副町長	岩見 一郎	地籍調査課長 兼 船岡住民課長	竹本 一史
教育長	薮田 邦彦	会計管理者 兼 出納室長	山崎 泰宏
総務課長	藤田 博之	議会事務局長	中村 俊明
防災室長	遠藤 教浩	農業委員会事務局長	西山 千華子
税務課長	野田 大和	教育委員会事務局次長 兼 学校教育課長	奥平 徹
企画課長 兼 若桜鉄道運行対策室長	岡崎 好美	学校教育課参事	山本 倫代
地域戦略室長	小川 博考	学校教育課参事	小坂 二郎
人権推進課長 兼 八東住民課長	安住 真彦	社会教育課長 兼 図書館長 兼 芸術文化交流プラザ館長	田中 義之
男女共同参画センター所長	中西 勝美	中央公民館長	波多野 和歓
町民課長	小谷 述代	学校給食共同調理場所長	中浦 弘隆
福祉課長 兼 福祉事務所長	西尾 克志	中央人権啓発センター所長 兼 児童館長	高木 実
保健課長	中村 智恵子	郡家東保育所長	尾崎 京子
地域包括支援センター所長	大石 実津代	郡家保育所長	古田 久美子
産業観光課長	安部 泰己	国中保育所長	小早川 泰代
商工観光室長	村山 智規	船岡保育所長	森本 真生
建設課長	年岡 英夫	八東保育所長 兼 子育て支援センター所長	横野 邦恵

# 総務課

本庁舎総務課 TEL 76-0201 FAX 73-0147

防災室 TEL 76-0203

船岡庁舎住民課 TEL 72-0044 FAX 73-0290

八東庁舎住民課 TEL 84-1222 FAX 84-2818

## 1 区長（自治会長）等の交替について 【資料編 P1～4】

- 新年度役員名簿・災害時等緊急連絡先の提出をお願いします。
  - ※ 新年度の区長（自治会長）様の氏名等はお早めに連絡をお願いします。
  - ※ 様式は、町ホームページからダウンロードできます。
  - ※ 提出は直接持参、郵送または電子メールでお願いします。

## 2 令和8年度事業計画書（補助制度）について 【資料編 P5】

- 集会所改修、可搬消防ポンプ（新設）、カーブミラーの事業計画書提出期限は、令和8年1月30日（金）までとしています。  
※提出期限後であっても、隨時受付を行っております。

## 3 町管理防犯灯について

- 不具合等がございましたら防災室へ連絡をお願いします。

## 4 冬季の消防水利について

- 降雪時には消火栓や防火水槽など水利周辺の除雪をお願いします。

## 5 年末年始の窓口業務について

- 令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）まで閉庁です。
- 戸籍（出生届・死亡届・婚姻届等）の受付は宿日直（本庁舎）で行っています。

## 6 その他

- 認可地縁団体結成促進及び代表者変更届出をお願いします。（45団体）
- AED設置場所一覧について 【資料編 P6～7】

# 税務課

本庁舎 税務課 TEL 76-0204

## 1 令和7年分の確定申告相談について

- 確定申告相談の期間：令和8年2月16日(月)～3月16日(月)
- 申告会場は、中央公民館・船岡地区公民館・八東体育文化センターの3会場です。
- 期間中、日曜日（3月8日、15日／中央公民館会場のみ）の申告相談を行います。
- 日程・対象集落等の詳細につきましては、広報やす2月号でお知らせします。  
(日程表の対象集落は、混雑を防止するため割り振っているものです。申告期間内であれば日時、会場を問わず申告相談をお受けします。)

## 2 インターネットによる所得税の電子申告について

所得税の確定申告は、e-Tax(イータックス)による電子申告が便利です。入力を進めていくなかで申告に必要な税に関する知識についても理解でき、また、初めての方でも簡単に申告書を作成して提出することができます。マイナンバーカードをお持ちの場合は、そのままインターネットを通じて提出することも可能です。

申告会場では混雑により待ち時間が長くなる場合があります。自宅等で、自分のご都合に合わせて申告することができるe-Taxをぜひご利用ください。

※ 電子申告には、インターネットに接続されたパソコンまたはスマートフォンが必要です。

## 3 町税等の納付について

○納付について、役場窓口、銀行、農協、信用金庫、労働金庫、郵便局、コンビニエンスストアでのお支払いのほか、各種スマホ決済もご利用いただけます。また、「eLTAX地方税お支払サイト」にアクセスしていただければ、各種クレジットカードでのお支払いも可能となっています。

○口座振替の申し込みについて、鳥取銀行、山陰合同銀行に口座がありキャッシュカードをお持ちの方は、インターネットによる申し込み（Web 口座振替受付サービス）ができますのでご利用ください。

※詳しくは、八頭町ホームページに掲載しています。

## 4 各種証明書のコンビニ交付について 【資料編 P12】

マイナンバーカードをお持ちの方は、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書がコンビニエンスストアの端末機で発行（午前6時30分から午後11時まで）できます。手数料は250円(役場窓口での発行は300円)と割安となっていますのでご利用ください。

# 企 画 課

本 庁 舎 企 画 課 TEL 76-0212  
地 域 戰 略 室 TEL 76-0213

## 1 公共交通機関の利用について

- 大江線・私都線を含む7路線で運行している、町営「やすバス」料金は一律100円ですので、買い物・通学・通院等にご利用をお願いします。
- 町営「やすバス」の年末年始の運行について、年末は12月31日まで運行、年始は、1月1日から1月3日までは運休としますのでよろしくお願ひします。
- 高校生通学費助成制度を設けています。通学定期の5,000円／月を超える料金を助成しますのでご利用をお願いします。
- 若桜鉄道切符・町営「やすバス」の定期券・回数券は、郡家駅「ぷらっとぴあ・やす」で販売しています。
- 鳥取県東部の鉄道・バスが1日乗り放題となる「MaaS※共通チケット」を販売しています。(2026.2.28まで)

スマートフォンひとつで、キャッシュレスでスムーズに乗車できるほか、協賛店で各種サービスが受けられるおトクで便利なチケットです。

※ 詳細は右の二次元コードを読み取り町HPでご確認ください。



【八頭町HPリンク】

## 2 タクシー利用助成制度について

- 65歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び要介護認定を受けておられる方のうち免許証をお持ちでない方に対して、タクシーの利用助成を行っています。事前の登録が必要ですので、本人確認のできる保険証等をご持参いただき、各庁舎で手続きをお願いします。
- 代理の方が申請に来られるときは、申請者本人の顔写真(3.5cm×2.5cm)を併せてお持ちください。

【助成額】 八頭町内 タクシー運賃の2/3の額  
(最低個人負担額 300円、 最高個人負担額 1,200円)  
※ 5,000円を超える運賃は、個人負担。

## 3 放置危険家屋について

集落内に長年空き家となり放置され、危険だと思われる家屋がありましたらお知らせください。

特定空き家判定委員会で「危険な家屋」と判定された場合、家屋の持ち主に対しその旨通知します。(撤去に対する助成制度を設けています。)

【助成額】 家屋撤去費用の1/2 (上限100万円)  
倉庫等の附属建物についても、家屋と同時に撤去する場合は助成の対象となります。

#### 4 空き家バンク・空き家の利活用の支援について 【資料編 P26】

- 空き家バンクでは、登録いただけた空き家を募集しています。また、入居者が決定した際には、集落での受け入れにご協力をお願いします。
- 空き家バンク利用者に対して、事前に自治会情報（自治会費や年間行事等）を伝えることで、移住後のミスマッチを解消し、定住につなげていきたいと考えています。今後、空き家の新規登録があった際には、該当集落にお知らせいたしますのでご協力をお願いします。

#### 5 光ケーブルによるサービスについて

- 八頭町全地域で、ケーブルテレビ及び光インターネットサービスを提供する環境が整備されています。ケーブルテレビでは、八頭町ニュースや議会中継、地域の情報などを放映しており、月額基本料金は880円（税込）です。
- 新築住宅を対象に、新規加入金の11,000円（税込）と6か月間の利用料の無料キャンペーンを実施していますので、加入促進にご協力をお願いします。

##### 【加入申込又は問合せ先】

- ◇ケーブルテレビ ・・・ (株)全関西ケーブルテレビジョン  
(TEL) 0120-968-138 [受付時間：平日の9:30～17:30]
- ◇光インターネット ・・・ NTT西日本  
(TEL) 0120-931-968 [受付時間：平日の9:00～17:00]

※ 各集落の公民館にケーブルテレビを引かれる場合は、町の公共施設として、加入料金及び基本料金が無料です。ただし、NHK受信料金は別途ご負担いただく必要がありますのでご注意をお願いします。

#### 6 魅力ある地域づくりやコミュニティ活動への支援について

- 地域活性化につながる事業に取り組んでいただけた個人、グループ・団体・集落等の活動を支援するため、「魅力ある地域づくり推進事業補助金」制度を設けています。観光PRや賑わいイベントの開催、地域振興のための人材育成、特産品の開発など、幅広くご活用いただけます。

※ 例年開催されている集落行事等は対象外です。

【助成額】 総事業費の8割以内（上限20万円）

#### 7 部落史編纂事業補助金について

- 各集落や地域の郷土史を編纂される場合の助成を行っています。編纂を計画されている集落、地域がございましたらご相談ください。

【助成額】 印刷製本費の1/2（上限50万円）

#### 8 消費者行政相談窓口の設置について

- 毎週木・金曜日に丹比地区公民館で、午前9時から午後4時まで相談窓口を開設しています。電話による相談（TEL 84-1230）も受け付けていますのでご利用ください。
- また、弁護士による無料の消費生活相談（要予約）を2か月に1回、奇数月に行っていますのでご利用ください。

# 人 権 推 進 課

八東庁舎 人権推進課 TEL 84-1228

中央人権啓発センター TEL 84-3496

船岡人権啓発センター TEL 73-0030

郡家人権啓発センター TEL 72-2672

## 1 人権週間（12月4日～10日）について

- 12月3日（水）に人権擁護委員による事業所訪問や町内広報のほか、人権啓発リボン・ワッペン着用運動、町報「人権のひろば」への掲載などの人権啓発活動を開します。

## 2 第20回八頭町部落解放研究集会について

- 日 時 11月30日(日) 午前9時30分～11時30分
- 場 所 中央公民館
- 内 容 講師講演、事前登録によるZoom配信  
演 題：部落差別の現状と課題～今後の展望と人権教育のあり方～  
講 師：関西大学 社会学部教授 内田 龍史（りゅうし）さん

## 3 八頭町人権問題学習会について

- 人権問題学習会は、あらゆる人権課題について学習する場で、多様な背景を持つ人々がお互いに尊重し合い、安心して暮らしていくために、一人ひとりの人権を尊重するまちづくりに向け行動することを目的として、全集落で学習に取り組んでいただることとしています。（開催方法等については、主催する各地区人権教育推進委員会と連携を図ってください。）

## 4 人権啓発センターの事業について

- 人権啓発センターは、福祉の向上や人権啓発のため、周辺地域と一体となって活動を展開する住民交流の拠点施設です。講師を招いた体験教室のほか、人権に関わる相談事業も行っています。

# 男女共同参画センター

八頭町徳丸 578-1  
TEL 84-2361  
FAX 84-2362

## 1 男女共同参画センター事業について

### 【学習及び啓発】

- 「第4次男女共同参画プラン（令和3年に策定）」に基づき事業を実施しています。各種講座や麒麟のまち連携講座等、随時開催していますのでご参加をお願いします。
- 各組織研修会等において「男女共同参画出前講座」のご利用をお願いします。
- 「男女共同参画かるた」及び「子育てかるた」の貸出しを行っていますので、各種団体等で活用をお願いします。
- 毎月広報やすへ「4コマ漫画」を掲載していますのでご覧ください。

### 【人材育成】

- 各種研修会等への参加による男女共同参画リーダー養成を行っています。
- イベント等を企画する若手女性リーダーを募集しています。

### 【情報の収集・提供】

- 図書・絵本や、DVDの貸出を行っていますのでご活用をお願いします。

### 【相談事業】

- 弁護士による『なんでも相談』を行っていますのでご利用をお願いします。  
※ 偶数月の第1金曜日 13:30~16:30（予約制 1回45分以内）
- 女性に対する暴力相談窓口を設置しています。  
※ 8:30~17:15（土日祝日を除く）
- 団体の活動支援を行っていますので、積極的な団体登録をお願いします。

## 2 集落における男女共同参画の推進について

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを解消し、性別に関わらず誰もが共同参画でき多様な意見を集落づくりに反映しやすい環境とするため、集落における男女共同参画を推進しています。集落役員等への積極的な女性の登用・参画への働きかけをお願いします。  
県においても女性役員の増加を推進しており、女性役員増加に取組む自治会等団体に対し、女性役員増加に寄与する研修会や先進地視察等に係る経費を補助する補助金が制定されました。各自治会で活用をお願いします。

また、女性登用率調査のため、資料編の新役員報告書に男女の記載をお願いします。（令和7年度実績：6.1%／令和7年度目標：10%）

県補助金リンク先 <https://www.pref.tottori.lg.jp/324989.htm>



# 町 民 課

本 庁 舎 町民課 TEL 76-0205,76-0211

## 1 マイナンバーカードについて 【資料編 P8~15】

- マイナンバーカードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、健康保険証としての利用、各種証明書のコンビニ交付、マイナポータル上での各種申請手続き等、様々なサービスに利用できますので、申請がまだの方は、ぜひ早めの申請・取得をお願いします。

また、カードをお持ちの方につきましては、国から送付される通知やカード本体に記載されている有効期限をご確認いただき、お早めの更新手続きをお願いします。

### 【マイナンバーカードに関する手続き】

手続き内容	持参いただくもの	留 意 事 項
申請・取得	本人確認書類	役場窓口で交付申請書発行から写真撮影まで可能です。カードが出来るまで1ヶ月程度かかります。
電子証明書の更新	国から届いた通知 マイナンバーカード	発行から5回目の誕生日の3ヶ月前から、役場窓口で申請可能です。カード交付時に設定した暗証番号の入力が必要です。
カード本体の更新	国から届いた通知 本人確認書類	発行から10回目の誕生日の3ヶ月前から、役場窓口で申請可能です。(通知のQRコードからオンライン申請も可能)

※本人確認書類（運転免許証、パスポート、有効期間内のマイナンバーカードなど）

## 2 ごみの分別について

- 家庭ごみの分別と手引き（令和6年4月版）を参考にしていただき、ごみの適正な分別にご協力をお願いします。

## 3 八頭町ごみ分別アプリの配信について 【資料編 P16~17】

- 八頭町ごみ分別アプリを配信しています。スマートフォンやタブレットをお持ちの方ならどなたでも無料（※通信料は除く）で利用可能ですのでご利用ください。

## 4 ごみの学習会（出前講座）の開催について 【資料編 P18~19】

- 町職員が集落に出向いて、ごみに関する学習会を開催しています。お気軽にお申し込みください。

## 5 年末年始のごみ収集について

- 各種ごみの収集日は、ごみ収集カレンダーのとおり、12月30日（火）の可燃ごみの収集が最終日となり、12月31日（水）～1月4日（日）の間は休止します。新年は、1月5日（月）から可燃ごみの収集が始まります。

## 6 各種事業補助金制度のご案内について

### 【集落ごみステーション等整備事業補助金】 【資料編 P20】

- 集落ごみステーションの新設、買い替え、修繕等に対して助成を行っています。ごみステーションの老朽点検や更新を検討していただきますようお願いします。

### 【ごみ散乱防止ネット購入補助金】 【資料編 P21】

- 集落ごみステーションにおいて、集積ごみの散乱を防止し環境美化を図るため、ごみ散乱防止ネット購入の経費に対し補助を行います。

### 【資源ごみ回収報奨金】 【資料編 P34】

- 資源の再利用を推進するため、団体に対して回収報奨金を交付しています。

# 福祉課（福祉事務所）

地域福祉係 TEL 72-3586 障がい福祉係 TEL 72-3590  
母子父子支援係 TEL 72-3583 生活支援係 TEL 72-3581

## 1 地域福祉の推進について（地域福祉の推進、福祉団体等の活動支援ほか）

### （1）まちづくり委員会活動について 【資料編P 22】

現在、12地区のまちづくり委員会が、それぞれの地区の特性を活かした地域福祉活動が行われています。事業を支援していただく「事業推進員」の選出依頼がありましたらご協力いただきますようお願いします。未設置の国中地区、西郡家地区でも、できるだけ早期の設立をめざしています。活動へのご理解、ご協力をお願いします。

### （2）民生委員・児童委員について 【資料編P 23～24】

民生委員・児童委員の任期満了に伴い、令和7年12月1日に一斉改選が行われます。退任された委員さんの担当地区の区長さんにおかれましては、新任委員候補者の推薦をしていただきありがとうございました。欠員となっている集落の区長さんにおかれましては新任委員を選出いただきますようお願いします。

### （3）災害時における支え愛地域づくりについて

#### ①支え愛地域づくり推進事業補助金について 【資料編P 35】

支え愛マップづくりなどを通して、要支援者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくり（見守り体制づくり）に要する経費を補助します。また、避難行動要支援者台帳に登録されている方のうち自力で避難できない方の「個別避難計画」を作成していただく補助事業を新設しています。

#### ②避難行動要支援者台帳の引継ぎについて

集落役員の改選により区長さんが交代される際には、避難行動要支援者台帳の引継ぎをお願いします。

## 2 障がい福祉について（障がい福祉サービス、障害者手帳等の各種申請及び相談ほか）

### 【福祉のまちづくり推進事業補助金】

- 集落公民館のバリアフリー化工事を行う費用の一部を支援します。玄関の段差解消、トイレの洋式化などのご要望がありましたら、前年度の1月末までにご相談ください。  
（※ 着工後の申請はできません。）

## 3 生活支援について（生活保護、生活困窮者支援ほか）

- 生活上の様々な悩みを抱えている方の相談窓口を町社協に委託して実施しています。まずは、福祉相談支援センター「ほっと」（電話 71-0100）へご相談ください。

## 4 母子父子支援について（母子生活支援施設入所措置、ひとり親家庭支援ほか）

- 町内に「子ども食堂」が4か所開設されています。学校と家庭以外での子どもの居場所づくりを目的とした事業です。食事の提供の他に学習支援も行っています。

**《のぞみ おやこ食堂》** 毎月第1・第3金曜日 17:30～19:00 母子生活支援施設のぞみ ホール  
連絡先：母子生活支援施設のぞみ 電話 73-0139  
※現在は弁当のみ提供しています。弁当1個につき100円です。

**《こども食堂・寺子屋みらいこおげ》** 每週金曜日 17:00～19:00 郡家西地区公民館  
連絡先：ワーカーズコープさんいんみらい事業所 電話 0857-30-7471  
※料金は、子ども（中学生まで）無料、大人200円です。（要予約）※テイクアウトもできます。

**《子ども食堂ふなっこ》** 每月第2金曜日 16:00～19:00 船岡地区公民館調理室  
※料金は子ども（18歳まで）無料、大人300円です。※令和7年12月から事業を開始します。

**《みんなの居場所はっちゃん》** 每週金曜日 16:00～19:00 八東体育文化センター調理室  
※料金は子ども（18歳まで）無料、大人300円です。現在は弁当で提供しています。

# 保 健 課 (こども家庭センター)

保 健 係 TEL 72-3566 こども健やか係 TEL 72-6511  
介護保険係 TEL 72-3555 地域包括支援センター TEL 72-3574

## 1 健康診査について

- 健診は病気の早期発見・早期治療に役立つと同時に自分の身体の状態を知るよい機会となります。
- 集団検診は1月まで、医療機関検診（胃・大腸・肺・子宮・乳がん）は2月末まで受診できます。集団検診に関する注意事項を設けています。詳しくは受診券同封の通知書または町報をご確認いただき、各種検診を受診していただきますようお願いします。

## 2 八頭町健康ポイントラリーについて

- 生涯を通じた健康づくりの支援と健康寿命の延伸につながることを目的に、健康づくりへの関心を高め、実践していただくきっかけづくりとして健康ポイントラリーを実施しています。各種検診の受診や健康づくりに関する事業への参加、自主的な健康づくりの取組を対象事業とし、ポイントを集め、参加していただく内容となっています。公民館や人権啓発センター、図書館で行う健康に関する事業も対象としています。
- 応募者全員に参加賞を、さらに応募者の中から抽選で10名に賞品を贈呈しますので、ぜひご参加ください。

## 3 健康づくり推進委員の選出について

- 八頭町健康づくり推進委員会を設置し、保健福祉活動の充実に努めています。健康づくり推進委員には集落内での健康教室の計画や検診の受診啓発を保健課と協働するなど、健康づくり活動にご協力をいただいています。
- 次年度の役員報告の際には、引き続き各集落より選出してくださいますようよろしくお願いします。

## 4 地域包括支援センターについて

- 高齢者の皆さんのが、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、介護予防、介護相談、権利擁護（高齢者虐待、成年後見制度利用）等の相談をお受けしています。
- 令和7年10月上旬に生活機能調査を70歳以上の介護保険の認定のない方を対象に送付しています。早期から、介護予防、健康増進に取り組んでいただくための教室へご案内するための調査となりますので、ご返信くださいますようお願いします。（回答期限12月末）

# 産業観光課

本庁舎 産業観光課 TEL 76-0208 FAX 76-0217  
船岡庁舎 商工観光室 TEL 72-0144 FAX 73-0290

## 1 クマの出没と注意喚起について

- この時期、クマにとっては冬眠前でもありエサを求めて活発に行動しています。次のような対策を行っていただき、遭遇や被害にあわないよう十二分に注意をお願いします。
- ① 夜間や早朝の外出時は注意する。
  - ② クマを引き寄せるエサ（生ゴミ等）は屋外に置かない。
  - ③ 放置果樹（柿や栗など）の伐採や早めの収穫を行う。  
※ 令和7年度から集落内放任果樹伐採事業を創設しております。
  - ④ 山などクマの生息地に行くときは、必ず音響物（ラジオ等）を携帯する。  
また、万が一のために撃退スプレーなどを携行する。

## 2 森林経営管理制度の実施について

- 令和2年4月より始まりました森林経営管理制度について、以下のとおり事業推進しています。

年度	説明会・意向調査	集積計画	森林整備
R7	日田、島、皆原、南、東	市場、下津黒、別府	水口、坂田、船岡、破岩、国中、石田百井
R8 (予定)	富枝、用呂	日田、島、皆原、南、東	市場、下津黒、別府

## 3 令和8年「緑の募金」運動について

- (1) 期間(春期) 令和8年3月下旬～5月下旬（予定期間）  
募金は一世帯あたり200円を目安とさせていただいています。
- (2) 主な助成内容  
集落や学校等を対象に、樹木・花木の苗、資材費などを助成します。

## 4 公園施設の利用について

- 各施設の利用期間についてお知らせします。

施設名	開園	閉園
姫路公園	4月25日～	
船岡竹林公園・やすミニSL博物館	3月1日～	12月1日～
八東ふる里の森	4月29日～	

## 5 関西事務所について

- 関西八頭町会へ会員紹介など、皆様からの情報提供をお願いします。  
【関西事務所公用携帯：090-1688-0308】

## 6 八頭町観光情報掲載について

- 八頭町観光協会「やすナビ」  
【URL】<https://yazukanko.jp/>



「やすナビ」  
QRコード



八頭町マスコットキャラクター  
「やすぴょん」

# 建設課

本庁舎 建設課 TEL 76-0206

## 1 町道の除雪について

### ○ 除雪出動の基準について

道路の利用状況に応じて、原則、積雪による深さが概ね車道10cm、歩道20cmと見込まれる場合に出動します。

降雪状況から受託業者が積雪深を確認し、出動の基準となった地区から除雪の出動を行います。

### ○ 除雪路線について

「八頭町除雪計画」に記載の除雪路線について除雪を行います。

※集落ごとの除雪路線図（ホームページ掲載）を令和4年に配布しております。

車道 286路線 総延長123.7km

歩道 10路線 総延長4.9km及び、国土交通省、鳥取県から委託を受けた路線

### ○ 大雪の際の対応について

気象庁より「顕著な大雪に関する気象情報」が発出された場合は、生活に必要な路線（大雪優先路線）を優先的に除雪し、迂回が可能な路線等については大雪優先路線の除雪完了後に除雪作業を行います。

### ○ 除雪作業のご協力について **【資料編P25】**

## 2 土木事業原材料支給について **【資料編P34】**

### ○ 町道及び集落内法定外公共物等（赤線など）の補修等を行う事業について、1か所（事業）当たり年間20万円を上限に原材料の支給を行っています。

※ 私道や利用者を制限している道路等は対象外

## 3 歩道用小型除雪機の購入について **【資料編P35】**

### ○ 歩道用小型除雪機械の購入、貸与を行っています。負担額は、事業費の概ね5分の1の額で、貸与後の維持管理は、各集落・自治会で行うこととなります。貸与機械の2万円以上の修繕に対し、事業費30万円を上限として2分の1を負担します。

## 4 道路等愛護事業交付金について **【資料編P36】**

### ○ 集落間を結ぶ主要な町道等の除草、清掃などを行う団体の支援を行っています。対象の事業において、草刈り等が必要な面積1平方メートル当たり40円を交付します。

# 上 下 水 道 課

船岡庁舎 上下水道課 TEL 72-3973 FAX 73-0290

## 1 簡易水道について

- 水道メーター検針は、毎月1～8日の間に実施しています。
- 降雪時のメーターボックス上の除雪をお願いします。
- 定期的な宅地内の漏水チェックをお願いします。
- 低温で凍結が予想される場合は、宅内配管の破裂防止をお願いします。  
(保温材・タオル・布などで保護)
- 宅地内での漏水は、料金が発生します。漏水を発見し、修繕されたら水道使用料減免申請書の提出をお願いします。
- 防火訓練などで消火栓を使用される場合、事前に届出をお願いします。  
(急激な水量変化への対応が必要な場合があります。)
- 道路などで漏水の疑いのある箇所を発見された際は、連絡をお願いします。また、水管破裂等により、急な断水となる場合があります。ご協力ををお願いします。

## 2 下水道について

- 下水道の適正使用にご協力ください。
- 雑巾・下着・生理用品など流さないようにお願いします。  
(マンホールポンプが止まる他、下水処理場の機器の故障原因になります。)
- 灯油や農薬容器の洗浄液を流さないようお願いします。  
(汚水処理に必要な微生物が死に汚水処理ができなくなり、河川が汚染されます。)
- 台所の三角コーナーネット等の使用により、野菜くず等を流さないようお願いします。
- 食用油は新聞紙等で拭取るなど流さないようにお願いします。  
(固着により宅内配管の詰まりに繋がります。)
- 合併処理浄化槽の設置希望がありましたら相談をお願いします。
- 高齢者福祉施設等の入所者を対象にした、下水道使用料減免制度があります。施設入所の証明書等を添付して申請をお願いします。

## 3 その他

- 今年度、簡易水道料金及び下水道使用料の改定について上下水道運営審議会に諮問し協議を行っています。
- 漏水修繕など水道関連の工事や下水道管の点検・清掃など宅内工事をされる場合は、八頭町指定の工事店にご依頼ください。八頭町指定工事店は八頭町ホームページをご覧いただくか、上下水道課に問い合わせをお願いします。
- 納付には便利で確実な口座振替を利用願います。

# 地籍調査課

船岡庁舎 地籍調査課 TEL 72-3154  
FAX 73-0290

## 1 令和7年度の事業方針

### ＜概要＞

急峻な山間部においては、リモートセンシング技術を活用しパソコンモニターに表示した画像により筆界案を提示し、机上での一筆地調査を実施することにより、安全で効率的な一筆地調査を実施。大字界は、現地立会により一筆地調査を実施。

平坦な宅地部及び周辺の農地においては、事故並びに熱中症対策に十分な配慮を行ながら、現地立会により一筆地調査を実施。

## 2 令和7年度事業実施地区

	計画面積	計画筆数
法務局送付	1.03 km <sup>2</sup>	898 筆
事業全体	17.79 km <sup>2</sup>	9,413 筆
うち一筆地調査	4.95 km <sup>2</sup>	1,453 筆

### ○【令和3年度実施地区】

該当地区	精度	手法	実施面積	実施筆数	作業工程	進捗率(全工程)
門尾・堀越の各一部	乙2(山)	航測法	0.81 km <sup>2</sup>	382 筆	法務局送付	100.0%
合 計			0.81 km <sup>2</sup>	382 筆		100.0%

### ○【令和4年度実施地区】

該当地区	精度	手法	実施面積	実施筆数	作業工程	進捗率(全工程)
門尾の一部	甲3(平)	地上法	0.08 km <sup>2</sup>	152 筆	法務局送付	100.0%
池田・郡家③-1の各一部	甲3(平)	地上法	0.04 km <sup>2</sup>	98 筆	法務局送付	100.0%
小 計			0.12 km <sup>2</sup>	250 筆		
下門尾の一部	乙2(山)	航測法	0.50 km <sup>2</sup>	157 筆	本閲覧	91.0%
小 計			0.50 km <sup>2</sup>	157 筆		
合 計			0.62 km <sup>2</sup>	407 筆		91.0%

### ○【令和5年度実施地区】

該当地区	精度	手法	実施面積	実施筆数	作業工程	進捗率(全工程)
池田・郡家③-2の各一部	甲3(平)	地上法	0.10 km <sup>2</sup>	266 筆	法務局送付	100.0%
小 計			0.10 km <sup>2</sup>	266 筆		
下門尾の一部	甲3(平)	地上法	0.10 km <sup>2</sup>	181 筆	本閲覧	91.0%
山志谷の一部	甲3(平)	地上法	0.05 km <sup>2</sup>	96 筆	面積計算・本閲覧	91.0%
山志谷の一部	乙2(山)	航測法	3.14 km <sup>2</sup>	730 筆	原図作成・面積計算・本閲覧	91.0%
橋本の一部	乙2(山)	航測法	2.48 km <sup>2</sup>	643 筆	本閲覧	91.0%
小 計			5.77 km <sup>2</sup>	1,650 筆		
合 計			5.87 km <sup>2</sup>	1,916 筆		91.0%

○【令和6年度実施地区】

該当地区	精度	手法	計画面積	対象筆数	作業工程	進捗率(全工程)
下坂の一部	甲3(平)	地上法	0.16 km <sup>2</sup>	587 筆	測量・原図作成	30.0%
下坂の一部	乙2(山)	航測法	0.78 km <sup>2</sup>	335 筆	原図作成	77.0%
福地の一部	甲3(平)	地上法	0.12 km <sup>2</sup>	434 筆	測量・原図作成	30.0%
郡家④-1の一部	甲3(平)	地上法	0.12 km <sup>2</sup>	506 筆	測量・原図作成	77.0%
合 計			1.18 km <sup>2</sup>	1,862 筆		53.5%

○【令和7年度実施地区】

該当地区	精度	手法	計画面積	対象筆数	作業工程	進捗率(全工程)
郡家④-2の一部	甲3(平)	地上法	0.05 km <sup>2</sup>	252 筆	一筆地調査	23.0%
福地の一部	乙2(山)	航測法	4.90 km <sup>2</sup>	1,201 筆	一筆地調査	70.0%
合 計			4.95 km <sup>2</sup>	1,453 筆		46.5%

○【令和8年度実施地区】

該当地区	精度	手法	計画面積	対象筆数	作業工程	進捗率(全工程)
福本の一部	乙2(山)	航測法	0.93 km <sup>2</sup>	360 筆	地権者調査・筆界案作成	7.0%
福本①の一部	甲3(平)	地上法	0.12 km <sup>2</sup>	310 筆	地権者調査	7.0%
井古の一部	甲3(平)	地上法	0.06 km <sup>2</sup>	242 筆	地権者調査	5.0%
麻生の一部	甲3(平)	地上法	0.13 km <sup>2</sup>	651 筆	地権者調査	5.0%
合 計			1.24 km <sup>2</sup>	1,563 筆		6.0%

○【令和9年度実施地区】

該当地区	精度	手法	計画面積	対象筆数	作業工程	進捗率(全工程)
稻荷の一部	甲3(平)	地上法	0.11 km <sup>2</sup>	670 筆	地権者調査	5.0%
郡家⑥の一部	甲3(平)	地上法	0.01 km <sup>2</sup>	190 筆	地権者調査	7.0%
福本②の一部	甲3(平)	地上法	0.14 km <sup>2</sup>	724 筆	地権者調査	7.0%
麻生の一部	乙2(山)	航測法	3.89 km <sup>2</sup>	1,144 筆	地権者調査	5.0%
合 計			4.15 km <sup>2</sup>	2,728 筆		6.0%

# 教 育 委 員 会

八東庁舎 学校教育課 TEL 84-1231 FAX 84-1201  
社会教育課 TEL 84-1232

## 1 通学路の安全確保について

- 通学時の児童・生徒の安全を確保するため、防犯灯の球切れや見えにくいカーブミラーなど危険箇所等に気付かれましたら、早めに連絡や対応をお願いします。
- 冬期積雪時に道路わきに車が止まっていると十分な除雪ができないため、児童・生徒がやむを得ず車道を歩行しなければならなくなります。通学路の安全確保にご協力ををお願いいたします。

## 2 青少年健全育成について

- 各地域、集落で青少年を見守り育てる活動、「やすっ子の日」（毎月8のつく日）にあいさつ運動や生活リズム向上運動を実施しています。

## 3 はたちのつどいについて(令和4年までは成人式として開催)

- 日 時 令和8年1月3日（土）午前10時から
- 会 場 八東体育文化センター
- 対象者 151人（平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの方）

## 4 芸術文化交流プラザ あーとふる八頭 について

- 芸術作品、文化資料の展示や企画展を開催しています。入館料無料で、開館日時は木曜日から日曜日と祝日（ただし、12月29日から翌年1月3日までは除く。）の午前10時から午後4時までです。団体見学については、事前にご連絡をお願いします。

## 5 町立図書館の利用について

- 郡家図書館、船岡図書館、八東図書館の3館を運営しています。  
開館日…火曜日～日曜日 10時～18時  
(船岡図書館・八東図書館は、日曜日休館)  
休館日…月曜日・祝日・休日・毎月最終木曜日・特別整理期間・年末年始  
※ 移動図書館車での巡回貸し出しや、本の宅配サービスを実施しています。

## 6 中央公民館及び地区公民館について

- 中央公民館  
開館日…火曜日～土曜日 休館日…日曜日・月曜日・祝日・年末年始
- 地区公民館  
開館日…火・水・金曜日

## 7 令和7年度の敬老事業について

- 9月上旬に75歳と80歳（傘寿）、88歳（米寿）になられた方々にお祝いの言葉とともに3千円分の商品券を郵送により贈呈いたしました。

# 議 会 事 務 局

船岡庁舎 議会事務局 TEL 72-3975 FAX 72-2641

## 1 定例会と臨時会について 【第1回区長会説明と同じ】

- 定例会は年に4回(3、6、9、12月)開催します。  
※ 日程は防災行政無線・八頭町ホームページでお知らせしています。
- 一般質問通告書は会期中、八頭町ホームページに掲載しています。
- 臨時会は必要に応じて開催します。  
※ 日程は防災行政無線・八頭町ホームページでお知らせしています。

## 2 本会議・委員会・全員協議会の傍聴について 【第1回区長会説明と同じ】

- 本会議は、議場入り口で、住所・氏名を記載していただくだけでどなたでも傍聴できます。
- 委員会・全員協議会は公開を原則としています。事前に議会事務局にお問合せください。
- 定例会本会議・臨時会はケーブルテレビで生放送しています。また、一般質問は定例会翌月に再放送しています。併せて、YouTubeで視聴できるようにしました。

## 3 請願と陳情について 【第1回区長会説明と同じ】

- 請願・陳情は、町政などについて直接議会に要望する制度です。
- 請願については議員の紹介が必要です。
- 議会に提出された請願書、陳情書は委員会などで審査し、本会議で採択された陳情等は町長や各執行機関に送り、実現に向け努力するよう求めます。

## 4 議会だよりについて 【第1回区長会説明と同じ】

- 町民の皆様に、議会の活動をより深く知っていただくため、議会だよりを年4回発行しています。また発行後、八頭町ホームページに掲載しています。

## 5 会議録の閲覧について 【第1回区長会説明と同じ】

- 議会事務局、各庁舎の町民ホール、図書館で閲覧できます。
- 八頭町ホームページ「会議録検索システム」で閲覧できます。

# 農業委員会

本庁舎 農業委員会事務局 TEL 76-0207 FAX 76-0217

## 1 農業委員会への申請について

- 農地を宅地や駐車場、山林、墓地など農地以外に転用する場合は、県知事の許可が必要となります。
- 農地の売買や贈与などにより所有権を移転する場合や農地を貸し借りする場合は、農業委員会の許可が必要となります。
- 農地に関する申請書は、毎月20日までに農業委員会に提出をお願いします。翌月の10日を基準に開催する定例の農業委員会で審議します。

## 2 遊休農地の利用意向調査について

- 農業委員会では、毎年、農地の利用状況について調査を行っています。
- 8月中旬から10月末を重点期間として、農地利用最適化推進委員と農業委員が、担当区域の農地の現況確認を行いました。
- その調査結果として、新たに発生した遊休農地の所有者には、利用意向調査をお願いする予定です。内容としては今後の耕作見込みや貸借の意向などを記入いただくものです。ご協力をお願いします。

## 3 再生することが困難な農地の地目変更について

- 農地利用状況調査の結果、山林の様相を呈しているなど、再生することが困難な農地については、非農地の判断を行い、農地台帳の整理を行っていきます。
- この農地につきまして、町が所有者の同意を得た場合には所有者に代わり、農地以外の山林や原野へ登記地目変更を行うことが可能です。
- 該当となる農地所有者の方へ、順次、通知をお送りし、同意を得たものについては、地目変更を行ってまいりますのでご協力をお願いします。

## 4 農地の無断転用の防止について

- 県知事の許可を受けることなく、事業に着手するなど、いわゆる無断転用が度々見受けられます。無断転用と思われる事案を把握された場合は、農業委員会事務局に情報提供をお願いします。

## 5 その他

- 農地に関する相談がありましたら、お早めに農業委員会事務局にご連絡くださいますようお願いします。

# 八頭町社会福祉協議会

電話 本所 72-6210 船岡 73-0672 八東 84-2210  
FAX 本所 72-2793 船岡 72-6122 八東 84-2227

社会福祉協議会は、『地域福祉の推進を図ることを目的とする団体』として、地域の住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て、地域福祉活動を企画・実施しています。

## 1 地域福祉活動事業について

- 誰もが安心して生活できる地域共生社会の構築をめざして事業を推進しています。
- ふれあいサロン等の居場所づくりへの取り組み、まちづくり委員会の活動支援、多様な活動主体と連携した地域見守りネットワークの推進など地域福祉活動を展開しています。
- ボランティアの育成支援に取り組み、ボランティア活動への参加を促進し、ボランティア活動への理解と福祉活動への関心を高め、ともに支え合う地域づくりを推進するため事業展開をしています。
- 福祉学習の推進と担い手づくりとして、小・中学校への福祉教育の推進、地域住民と子ども、障がい当事者、学生ボランティア等の交流による地域福祉学習（福祉学習プラットホーム）を推進し、幅広い世代を通して、地域で支え合う活動を推進しています。

## 2 福祉推進員の推薦について

- 地域の福祉活動に参加し、近隣住民への日頃の声かけや民生児童委員やボランティア、まちづくり委員会、社協などと協力して福祉課題を発見し、連携をとっていただきます。ボランティアや福祉活動などに関心ある方で、できるだけ2年間継続して活動ができる方の推薦をお願いします。【任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日】11月に文書でお願いさせていただきます。

## 3 八頭町福祉相談支援センター「ほっと」事業について

- 経済的な問題や生活の困りごと、生活に不安を抱えている方の相談窓口として「ほっと」を開設しています。相談支援員が相談をお受けして問題点を整理し、関係機関・専門機関と連携をとりながら、解決に向けて相談支援員が寄り添って支援を行います。  
※「ほっと」、「家計改善支援事業」チラシ

## 4 歳末たすけあい募金について（鳥取県共同募金会 八頭町共同募金委員会）

- 「つながりささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに募金活動を行います。  
<実施期間：令和7年12月1日～31日>  
(事業内容：障がい作業所助成事業、重度障がいがある方へのお見舞事業、一人暮らし高齢者世帯・支援を必要とするひとり親世帯支援事業、災害時の積立事業に役立てられます。)  
募金は、歳末事業を計画した計画募金のため、目標額を一世帯300円と設定しております。強制ではありませんが、事業推進のため、何卒ご協力をお願いします。